

和歌山県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

方針の趣旨

本方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づき、本県における今後の過疎地域の持続的発展のための総括的な方針を示すとともに、和歌山県過疎地域持続的発展計画及び各過疎地域において定める過疎地域持続的発展市町村計画を策定する際の指針とするもの。

変更の要旨

令和3～7年度までの現行方針を、令和8～12年度までの5年間の方針へ変更。また、これに伴う所要の見直し。

方針の構成

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条第2項に掲げられている各事項に基づき、下記のとおり構成。

I 基本的な事項

- 1 過疎地域の現状と問題点
- 2 過疎地域持続的発展の基本的な方向

II 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進

- 1 方針
- 2 移住・交流の推進
 - (1) 移住・定住の推進
 - (2) 都市部との交流推進

III 産業の振興

- 1 方針
- 2 農林水産業の振興
 - (1) 農業
 - (2) 畜産業
 - (3) 林業
 - (4) 水産業
- 3 地場産業の振興
- 4 情報通信産業の振興
- 5 企業の誘致対策
- 6 起業の促進
- 7 商業の振興
- 8 観光又はレクリエーション

IV 地域における情報化の推進

- 1 方針
- 2 情報化の推進

V 交通体系の整備

- 1 方針
- 2 国道、県道及び市町村道の整備
- 3 農道、林道及び漁港関連道の整備
- 4 交通確保対策

VI 生活環境の整備

- 1 方針
- 2 水道施設、污水处理施設の整備等
 - (1) 水道施設の整備
 - (2) 污水处理施設の整備
 - (3) 廃棄物処理施設の整備等
- 3 防災・減災対策の推進、消防・救急施設の整備
 - (1) 大規模災害に備えた安全の推進
 - (2) 消防体制の整備
 - (3) 救急体制の整備
- 4 安心できる生活環境の整備

VII 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 1 方針
- 2 妊娠・出産、子育て環境の確保
- 3 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の取組み
- 4 障害児者等の福祉の向上及び社会参加促進を図るための対策

VIII 医療の確保

- 1 方針
- 2 へき地医療体制の整備

IX 教育の振興

- 1 方針
- 2 小中学校における教育活動の充実
- 3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

X 集落の整備

- 1 方針
- 2 集落の再編整備

XI 地域文化の振興等

- 1 方針
- 2 地域文化の振興等に係る施設の整備

XII 地域における再生可能エネルギーの利用促進

- 1 方針
- 2 クリーンエネルギーの活用推進